

六会駅前自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は六会駅前自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅におく。

(組織)

第2条 本会は六会駅前自治会の区域内に居住するもの及び事業所で事業を営むもの（以下「会員」という）で組織する。

(目的)

第3条 本会は会員の親睦と生活環境の向上ならびに共同福祉の増進をはかることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の部を置き各種活動を行なう。

- (1) 広報部 広報活動に関する事。
- (2) 防犯部 防犯活動に関する事。
- (3) 環境衛生部 環境衛生に関する事。
- (4) 交通安全部 交通事故の防止に関する事。
- (5) 文化部 文化活動・レクリエーションに関する事。
- (6) 社会体育部 社会体育活動に関する事。
- (7) 防災部 自主防災活動に関する事。
- (8) 会館管理部 自治会館（以下「会館」という）の管理運営に関する事。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 部長 8名 ・他に必要に応じて副部長を置くことができる。
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 2名

2. 役員は原則として自薦・他薦・公募及び組長の互選による。

3. 役員は重複して就任することができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は原則2年とする。ただし再任はさまたげない。

(役員任務)

第7条 会長は本会を代表し会務を処理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
3. 部長は組長を担当部員とし、共に担当部に関する活動を行なう。
4. 副部長は部長を補佐し部長に事故ある時はその任務を代行する。
5. 監事は庶務・会計を監査する。
6. 会計は本会および会館の会計事務を担当する。

(組織)

- 第8条 会務の円滑な運営をはかるために本会の区域内に組及びブロックを置く。
2. 組には輪番制の組長を置く。
 3. 組長はいずれかの部に所属しその担当部員となる。
 4. ブロックは数組を単位として構成する。
 5. ブロックは組長の互選によるブロック長を置く。

(総会)

- 第9条 総会は定時総会及び臨時総会とし、会長を議長として役員及び組長をもって構成する。
2. 定時総会は毎年1回とする。
 3. 臨時総会は会長が必要と認めた時、又は組長の3分の1以上が会議の目的を示した書面を提出して開催を請求した時に開催する。
 4. 総会は会長が招集し、議題は5日前に文書をもって役員および組長へ通知しなければならない。
 5. 総会に付議する決議事項は次の通りとする。
 - イ 会則の改定
 - ロ 活動報告及び決算報告
 - ハ 活動計画及び収支予算
 - ニ 役員を選任
 - ホ その他会長が必要と認めた事項
 6. 総会は組長過半数の出席によって成立し、決議事項は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は議長の決定による。

(その他の会議)

- 第10条 役員会・部会及び組長会は必要に応じて開催する。

(自治会会計)

- 第11条 本会の経費は会費その他の収入による。
2. 会費は月額200円とする。
 3. 会費の納入は半年ないし1年分を前納とし、組単位で指定の金融機関に振込むものとする。
 4. 中途脱会の場合前納金は返却する。ただし月単位とし端数は返却しない。
 5. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会館会計)

第12条 会館の経費は会館使用料その他の収支による。ただし、やむを得ない収支欠損あるいは高額出費発生の場合は、自治会役員会で協議のうえ対策を講じる。

2. 会館使用料は別途定めるものとする。
3. 会館使用料の受領および会館運営にかかわる出納管理は会館管理部長が行い、収支決算は会計が行う。
4. 会館収支管理は自治会収支管理とは独立に行う。
5. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(開示)

第13条 本会の会員は如何なる場合においても帳票及び会計帳簿等の閲覧を請求できるものとし、本会は如何なる理由をもってしても、これを拒むことができない。

2. 会計はいつでも前項の閲覧請求に応えられるべく帳票帳簿類の整備をしておくものとする。

(役員等に対する謝礼金)

第14条 役員・ブロック長に対する年間諸活動に伴う諸経費を含めて謝礼金を支払う。

(その他)

第15条 その他必要な事項は役員会で決定する。

(付則)

- この会則は昭和56年6月28日より施行する。
- この会則は平成9年4月1日より施行する。
- この会則は平成11年4月1日より施行する。
- この会則は平成12年4月1日より施行する。
- この会則は平成17年8月6日より施行する。
- この会則は平成18年4月8日より施行する。
- この会則は平成21年4月11日より施行する。
- この会則は平成25年4月13日より施行する。
- この会則は平成27年4月11日より施行する。
- この会則は令和5年4月1日より施行する。

(細則)

この細則は令和5年4月1日までの自治会運営実績を参考として定めた。

1. 会費の特例

- 1-1 学生は半額とし、83歳以上のみから構成される世帯は無料とする。

2. 支出金

- 2-1 香典 5,000円 (全世界帯構成員を対象とし香典返しは不

要とする。)

2-2 祝い金 実績を参考とし役員会で決定する。

2-3 役員等に対する謝礼金 (年額)

①会長 30,000円

②副会長 10,000円

③会計 12,000円

④社会体育部長 12,000円

⑤その他部長、副部長 10,000円

⑥監事 10,000円

2-4 広報等の配布に伴う謝礼金(藤沢市からの協力補助金を含む)

①広報部 15,000円 (月額)

②ブロック長 5,000円 (年額)

2-5 自治会館の管理に伴う謝礼金 (会館収入より支出)

①会館管理部長 15,000円 (月額)

2-6 その他の場合は、役員会で決定する。

3. 細則は役員会において決定し総会に報告する。